

札幌市重度障がい者等就労支援事業実施要綱

(令和4年4月22日 障がい保健福祉担当局長決裁)

最近改正：令和6年4月1日

(目的)

第1条 札幌市重度障がい者等就労支援事業（以下「本事業」という。）は、重度障がい者等の通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障がい者等の雇用の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は札幌市とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度訪問介護等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する行動援護をいう。

(2) 重度訪問介護等サービス事業者

重度訪問介護等を行うものであって、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。

(3) 重度障がい者等

本市において、重度訪問介護等の支給決定を受けている者をいう。

(4) 民間企業

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第49条第1項に規定する助成金の対象となる事業主をいう。

(5) 自営業者等

前号の民間企業に雇用される者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者をいう。

(6) 支援計画書

重度障がい者等の通勤支援や職場等における支援にあたって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援を取りまとめた計画書をいう。

(7) 通勤支援や職場等における支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）における重度訪問介護等において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分の支援をいう。

(8) 指定特定相談支援事業者

障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。

(支援内容)

第4条 本事業は、民間企業が重度障がい者等を雇用するにあたり、障害者雇用促進法第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障がい者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者等として働く場合において、市長が必要と認めたときに重度障がい者等の通勤支援や職場等における支援を行う。

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、重度障がい者等であって、本市に居住地を有し（原則就業場所は問わない）、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者。なお、1週間の所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型事業所の利用者は除くものとする。
- (2) 自営業者等であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めた者。なお、当該自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を対象とすることを基本とする。

(支援対象範囲)

第6条 前条第1号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援であって、障害者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金(障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金)を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして関係者による支援計画書において認められた部分(時間)のうち、市長が支援が必要と認めた部分(時間)とする。

- 2 前条第2号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援の部分(時間)のうち、市長が支援が必要と認めた部分(時間)とする。

(支給量)

第7条 前条の支援対象範囲に係る本事業の支給量は、通勤支援については通勤に要する時間とし、職場等における支援については1日8時間、かつ1週間に40時間の範囲において、市長が必要と認める時間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこれを超えることができる。

(支援を提供する者)

第8条 本事業の通勤支援や職場等における支援を提供する者は、重度訪問介護等サービス事業者であって、支援を提供するに相応しいものとして市長が認めた者とする。

(申請)

第9条 本事業を利用しようとする者は、札幌市重度障がい者等就労支援事業支給申請書(様式1)に次の各号の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証(障害者総合支援法第22条第8項に規定する受給者証をいう。)の写し
- (2) 支援計画書(様式2)
- (3) 民間企業に雇用される者であることを証する書類の写し(第5条第1号の対象者が利用しようとする場合に限る。)
- (4) 自営業者等であることを証する書類の写し(第5条第2号の対象者が利用しようとする場合に限る。)

(支給決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、支給の要否決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の支給の要否決定を行ったときは、申請者に対し、札幌市重度障がい者等就労支援事業支給決定通知書(様式3)又は札幌市重度障がい者等就労支援事業支給却下通知書(様式4)により通知するものとする。
- 3 支給決定の有効期間は、前項の通知書による支給決定日から起算して、初めに到来する3月31日までとする。

(変更申請)

第11条 前条第1項に規定する支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、現に受けている支給決定の内容を変更する必要があるときは、市長に対し、札幌市重度障がい者等就労支援事業変更申請書(様式5)により変更の申請をすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があり、支給決定の変更の必要があると認め

るときは、支給決定の変更を行うことができる。

- 3 市長は、前項の支給決定の変更を行ったときは、申請者に対し、変更内容を札幌市重度障がい者等就労支援事業支給変更決定通知書（様式6）又は札幌市重度障がい者等就労支援事業支給変更却下決定通知書（様式7）により通知するものとする。

（利用終了の届出）

第12条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、札幌市重度障がい者等就労支援事業辞退届出書（様式8）を速やかに市長に提出しなければならない。

- （1）支給決定者が市外へ転居したとき
- （2）支給決定者が第5条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- （3）支給決定者が本事業の利用を辞退するとき

（支給決定の取消し）

第13条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取消すことができる。

- （1）支給決定者が市外へ転居したとき
- （2）支給決定者が第5条に規定する対象者に該当しなくなったとき
- （3）支給決定者が本事業の利用を辞退したとき
- （4）支給決定者が死亡したとき
- （5）支給決定者が申請に関し虚偽の申請をしたと認められるとき
- （6）その他市長が支給決定を不相当と認めるとき

- 2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、札幌市重度障がい者等就労支援事業支給決定取消通知書（様式9）により支給決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により支給決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに第15条に規定する就労支援給付費が支払われているときは、支給決定者又は重度訪問介護等サービス事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（支給決定の更新）

第14条 支給決定期間満了後においても本事業を利用しようとする支給決定者は、支給決定期間満了日の60日前から更新の申請を行うことができる。

- 2 前項の申請に係る手続きについては、第9条の規定を準用する。ただし、支給決定期間満了日以前に前項の申請があった場合における支給決定期間の開始日は、更新前の支給決定期間満了日の翌日とする。

（就労支援給付費）

第15条 市長は、支給決定者が支給決定の有効期間内において、重度訪問介護等サービス事業者から通勤支援や職場等における支援を受けたときは、支給決定者に対し、当該通勤支援や職場等における支援（支給決定の範囲内に限る）に要した費用について、就労支援給付費を支給する。

- 2 就労支援給付費の額は、別表に定める額とする。
- 3 支給決定者が重度訪問介護等サービス事業者から通勤支援や職場等における支援を受けたときは、市長は、支給決定者が当該重度訪問介護等サービス事業者を支払うべき費用について、就労支援給付費として当該支給決定者に支給すべき額の限度内において、当該支給決定者に代わり、当該重度訪問介護等サービス事業者を支払うことができる。
- 4 前項に規定する支払いがあったときは、支給決定者に対し、就労支援給付費の支給があったものとみなす。

（利用者負担額）

第16条 支給決定者が、重度訪問介護等サービス事業者から通勤支援や職場等における支援を受けた場合は、第15条第2項に規定する額の1割を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者負担額は、支給決定者が重度訪問介護等の支給決定時において認定されている負担上限月額と同額の範囲内とする。

- 3 利用者負担額は、支給決定者が重度訪問介護等サービス事業者に支払うものとする。
- 4 重度訪問介護等サービス事業者は、支給決定者から利用者負担額の支払いを受けたときは、当該支給決定者に領収証を交付しなければならない。

(支払請求)

第 17 条 重度訪問介護等サービス事業者が就労支援給付費の支給を受けようとするときは、当該重度訪問介護等サービス事業者が通勤支援や職場等における支援を行った日の属する月の翌月 10 日までに、札幌市重度障がい者等就労支援事業サービス提供実績記録票(様式 10)の写し及び請求書等の関係書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、30 日以内に就労支援給付費を支払うものとする。
- 3 重度訪問介護等サービス事業者は、就労支援給付費の支給を受けたときは、受領した旨を当該支給決定者に対し通知しなければならない。

(支援計画書作成支援費)

第 18 条 市長は、支給決定者が指定特定相談支援事業者から支援計画書の作成支援を受けた場合であって、第 10 条に規定する支給決定又は第 11 条に規定する支給決定の変更を受けたときは、支給決定者に対し、当該支援計画書の作成支援に要した費用について、支援計画書作成支援費を支給する。

- 2 支援計画書作成支援費の額は、16,000 円とする。
- 3 支給決定者が指定特定相談支援事業者から支援計画書の作成支援を受けたときは、市長は、支給決定者が指定特定相談支援事業者に支払うべき費用について、支援計画書作成支援費として当該支給決定者に支給すべき額の限度内において、当該支給決定者に代わり、当該指定特定相談支援事業者に支払うことができる。
- 4 前項に規定する支払いがあったときは、支給決定者に対し、支援計画書作成支援費の支給があったものとみなす。
- 5 第 2 項に規定する支援計画書作成支援費については、支給決定者の負担は要しないものとする。
- 6 指定特定相談支援事業者が支援計画書作成支援費の支給を受けようとするときは、支援計画書の作成を支援した支給決定者の支給決定日又は支給決定の変更決定日の属する月の翌月 10 日までに請求書等の関係書類を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査の上、30 日以内に支援計画書作成支援費を支払うものとする。
- 8 指定特定相談支援事業者は、支援計画書作成支援費の支給を受けたときは、受領した旨を当該支給決定者に対し通知しなければならない。

(費用の返還)

第 19 条 市長は、支援を提供する者が、偽りその他の不正行為によって、第 15 条又は第 18 条に規定する費用の支払いを受けた場合は、当該事業者から費用の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 20 条 この要綱による就労支援給付費又は支援計画書作成支援費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第 21 条 本事業の関係者は、正当な理由なく、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第 22 条 市長は本事業の実施に関して必要があるときは、支給決定者、重度訪問介護等サービス事業者又は指定特定相談支援事業者に対し、本事業に係る報告及び書類の提示を命じ、重度訪問介護等サービス事業者又は指定特定相談支援事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(書類の整備等)

第 23 条 重度訪問介護等サービス事業者は、支給決定者に対し、通勤支援や職場等における支援を実施したとき、指定特定相談支援事業者は、支給決定者に対し、支援計画書の作成支援を実施したときは、支援記録等の関係書類を作成し、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

区分	給付額
重度訪問介護	最初の1時間 3,200円 以降30分ごとに1,600円
同行援護	最初の30分 1,650円 以降30分ごとに1,650円
行動援護	最初の30分 2,500円 以降30分ごとに2,500円
上限額管理加算	一月 1,500円

備考

- 1 重度訪問介護に係る最初の1時間の算定には、40分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには20分以上の支援を必要とする。
- 2 同行援護、行動援護に係る最初の30分の算定には、20分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには、20分以上の支援を必要とする。
- 3 上限額管理加算のみを算定することはできない。